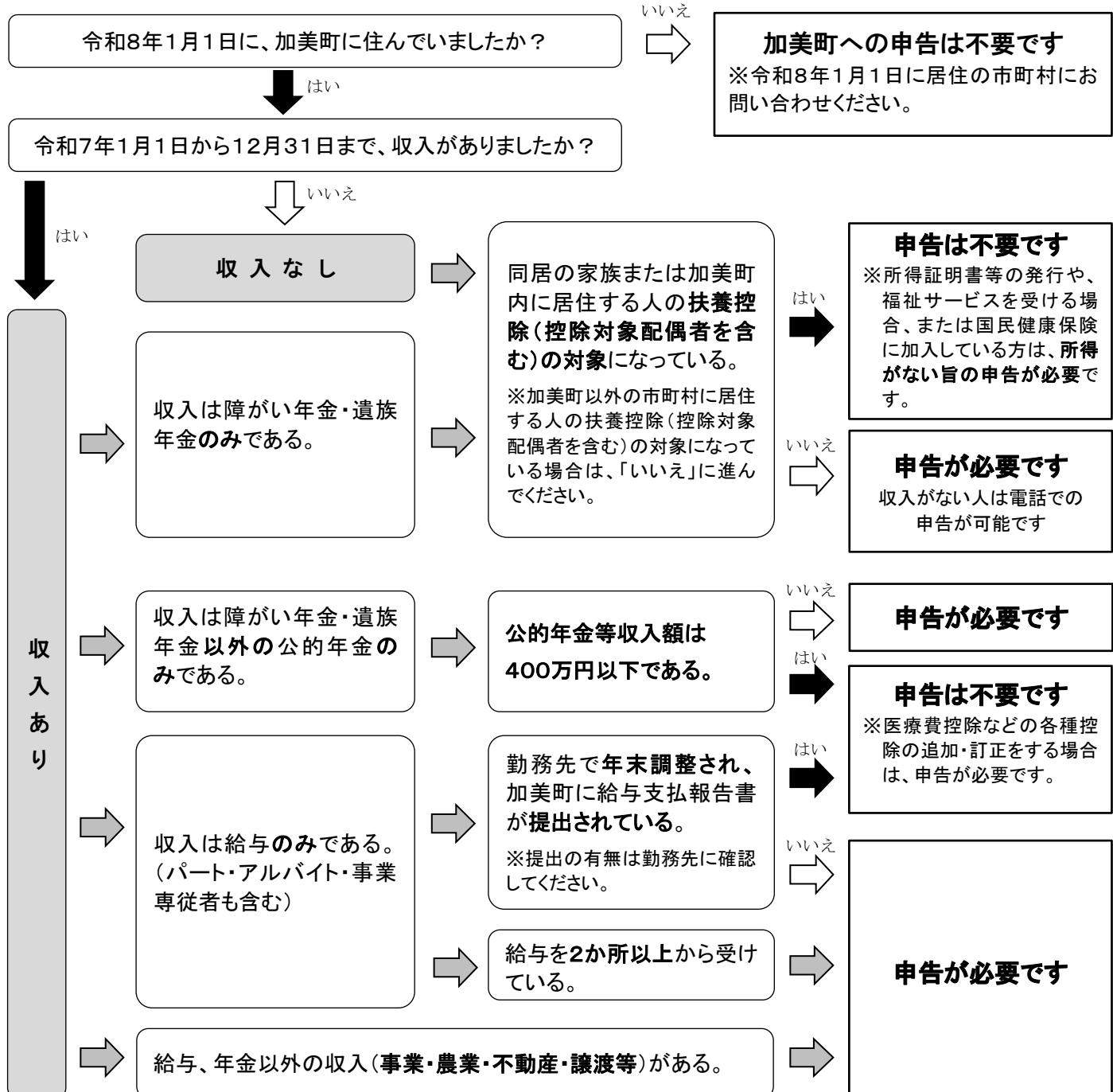


「申告が必要か確かめてみましょう」



※収用以外の土地建物の譲渡、上場株式等の譲渡や配当、先物取引、雑損控除、繰越損失、新規の住宅関係の特別控除などを含めて申告する場合は税務署での申告をお願いしています。詳しくはホームページをご確認ください。

※このフローチャートはあくまで目安としてご活用ください。その方の所得や状況に応じて変わる場合があります。ご不明な点がある場合は、税務課にご相談ください。